

11/17
(月)
締め切り

就学援助の申込について ご提出・ご持参いただくもの

- ① 就学援助 新規認定申込書**
(内側の記入例を参考にしてください。)
- ② 就学援助に係るマイナンバー申告書**
- ③ マイナンバーが確認できる書類**
(申込者の分のみ。確認後お返しします。)
- ④ 通帳の写し**

通帳がない場合は、京都中央信用金庫の口座番号
がわかるもの

<令和7年度 家計急変世帯への臨時措置>

令和6年所得が所得基準額を超えていても、令和7年の収入が急激に減少した世帯は、臨時措置で認定できる場合があります。該当の方は、至急岩倉北小学校まで、ご相談ください。

11月17日(月)までに就学援助の申請書類に家計急変の確認できるものを添付しご提出ください。

なお、家計急変の添付書類に不備等がある場合や提出が遅れる場合は、入学前に「新入学学用品費」を支給できない場合がありますので、ご了承ください。

詳しくは、別紙「就学援助制度のお知らせ～家計急変の臨時措置～」をご覧ください。

就学援助申込書等の記入上・提出上の注意点

※フリクションなどの消せるボールペンは使用できません。

※訂正される場合は、修正液・修正テープは不可です。

二重線で消し、余白に書き直してください。

※就学援助申込書の「世帯の状況欄」には同居の方全員を記入してください。

(単身赴任を含みます。)

※就学援助費の振込口座について、

岩倉北小学校指定の金融機関は『 京都中央信用金庫 』です。

口座がない場合は、別紙京都中央信用金庫のチラシを参照していただき新規に口座作成を行ってください。(預り金引落としと同じ口座で)

※通帳の写しは、開いた1ページ目をA4サイズの紙にコピーしてください。

(口座名義の力書きが確認できるページが必要です。)

通帳がない場合は口座番号等の確認ができるキャッシュカード等の写しを提出してください。

※マイナンバー申告書に記入した、マイナンバーを確認できる書類を提示いただく際は、申込書に記入した「申込者(保護者)」1名分のみ必要です。

実際に来られる方と申込者が異なる場合も、申込者の確認書類をお持ちください。

※家計急変の臨時措置について

令和6年の所得が所得基準額を超てしまい、通常の審査で認定できない場合でも、令和7年の収入が急激に減少した世帯は、認定できる場合があります。

こちらの臨時措置も11月17日(月)まで受付を行っています。

詳しくは、別紙「就学援助制度のお知らせ～家計急変世帯への臨時措置～」をご覧ください。状況によって手続きが異なりますので、該当の場合は、学校(075-721-5618 就学援助担当)までお早めにご連絡ください。

※体調不良等により期日までに提出することが難しい場合は、学校(075-721-5618 就学援助担当)までご相談ください。